

第 103 回広島 2 人デモ

2014 年 7 月 18 日（金曜日）18:00 ~ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



There is no safe dose
of radiation

「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。

違憲総選挙で生ま
れたクーデタ内閣

「オレが憲法だ」

集団的自衛権問題にみる日本国憲法の破壊 原発（科学技術の暴力）や被曝から私たち を守るのも、また、日本国憲法です

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりから調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

核暴走ならぬ安倍暴走

第二次安倍政権の暴走が止まりません。しかも非常に気になるのは、1930 年代前半ヒトラーのナチス・ドイツが全ドイツを掌握し、独裁政権を確立していく過程と極めて似てきたことです。ヒトラーは、選挙や政権掌握の過程では、バラ色の公約を振りまきながら、いったん政権を掌握すると、憲法を事実上停止し、立法権（議会）、司法権（裁判所）を政府の下に置いて独裁政権を確立しました。また宣伝上手であり、マスコミを脅して結局宣伝の道具に使っていく手口もよく似ています。

ここでその政権掌握の過程を詳しく見る余裕はありませんが、簡単にナチス・ドイツが独裁体制を確立する過程を見ておきましょう。（いずれもよく知られた事実なので特に出典を示しません）

バラ色の未来を約束しながら 独裁制を確立

第一次世界大戦後、帝政を廃止したドイツは当時もっとも民主的・先進的とされたワイマール憲法を成立させます。（1919 年 8 月）しかしドイツ国内は天文学的な賠償金支払いのために経済的にはどん底にあえぎます。また頼りとすべき政治政党は分裂・離合集散を繰り返します。その間隙を縫って国民の支持を得たナチス（もちろんバラ色の未来を描きます）は、1932 年 7 月の総選挙で第 1 党の地位を占めます。ヒトラーを軽蔑し嫌っていた大統領のヒンデンブルグもついにヒトラーを首相に任命し、ここにヒトラー内閣が成立します。（1933 年 1 月 30 日）首相就任演説で「憲法を遵守する」と宣言したヒトラーですが、ヒンデンブルグに迫って大統領令で国会を解散させます。（同年 2 月 2 日）続いてこれも大統領令で政府が、集会、デモ、政党機関紙発行を制限できるようにします。（同年 2 月 4 日）総選挙の結果ナチスは得票率 43.9%288 議席をしめることになりました。（同年 3 月 5 日）ヒトラーは豊かでバラ色のドイツの未来を描きこの選挙に勝利しますが、独裁政権を敷くなどとはおくびにも出ませんでした。経済的貧窮にあえぐドイツ国民は、ヒトラーの誇張やウソに飛びついてナチスに投票したのですが、それでもナチスは過半数の支持は得られませんでした。

第二次安倍政権とよく似ている

ここいらも不景気に嫌気のさしている日本国民に「アベノミクス」という名の手垢のついた新自由主義経済政策を示して、飛びつかせ、いったん政権を取ると、選挙中はおくびにも出さなかった「原発推進」「武器輸出政策」「経済格差推進政策」「NSC の内閣一体化政策」及びそれとセットの「特定秘密保護法」など、国民の圧倒的支持を得た、と称して次々反憲法的政策を打ち出している第二次安倍政権とよく似ています。（話は変わりますが、最近の安倍政権の経済界に突きつけている要求、給料を上げる、女性幹部を

増やせ、利益率を上げろ、社外取締役を増やせなど、一般には人気の高い施策を政治の側が要求し、経済界がこれに唯々諾々と従っている姿も気になります。本来は経済界や個々の企業が自立して判断・決定しなければならないこうした施策に政治の側が際限なく介入していく姿は、戦前の統制経済の復活を思わせます）

クーデタとは

フランス語で「国家に対する一撃（攻撃）」を意味し、発音はフランス語：[ku deta]（ク・デタ 発音例）、英語：[ˌkuːˈdeɪˈtɑː]（クーデター）である。日本語では「クーデター」や「クー・デ・タ」と表記することもある。英語では単に「coup（クー）」と表記されることが多い。定義はさまざまであるが、軍事的手段によって非合法に政権を奪取することを意味することが多い。このチラシでは軍事的な手段でなくても、詐欺的な非法手段で政権を掌握することを含めクーデタと呼ぶ。（例：旧ソ連でプーチンによるフルシチョフ失脚クーデタなど）

あれよあれよという間のできごと

33 年選挙で圧倒的勝利を得たヒトラー・ナチスは、新国会でワイマール憲法の事実上の停止を宣言します。（33 年 3 月 21 日）ほんの 2 カ月前は憲法を守る、といていたのに。ご都合主義であり、ご都合主義を支えるのはウソとごまかしであるという鉄則を安倍政権もまた忠実に守っているように見えます。そしてヒトラーは頃合いはよしと「全権委任法」を成立させ、ついに立法権（国会）まで掌握しここに独裁体制が成立します。（同年 3 月 23 日）あれよあれよという間の出来事でした。ファシズムの確立時はこんなもんです。議論の積み上げをファシズムは嫌います。国民が我に返るからです。ここらも安倍政権とよく似ています。権力にビクビクオドオドとしていた裁判所も、司法権の政府への委譲が正式に決定され（34 年 2 月 16 日）、名実ともにドイツでは権力と独立した裁判所が消滅します。そして第一次世界大戦の講和条約で禁止されていたドイツ再軍備開始をヒトラーは宣言して（35 年 3 月 16 日）、侵略戦争の開始となるのです。

選挙中には約束しなかった政策を次々に

ヒトラー政権と第二次安倍政権の間には濃厚な共通点があります。それは「経済的繁栄」を約束しつつ、いったん政権を握ると「白紙委任を得た」とばかりに次々に隠していた政策を実施に移していく点です。「ナチスは独裁政権を目指す」とヒトラーがいえば、決して 33 年総選挙で勝利することはなかったと同様、「安倍政権は原発を推進します」「集団的自衛権の行使に邁進します」と公約に掲げれば、2012 年暮れの総選挙に安倍自民党があれほどの大勝を収めることはなかったでしょう。ウソとごまかしが共通点です。選挙に勝利し、いったん政権をとると「私は国民の圧倒的支持を得た」とばかりに、あたかも全権委任を受けたかのように振る舞う点も共通点です。

またウソとごまかしで成立した法案や諸政策も一見合法的と見えながら、民主主義の理念・原則からみれば、非合法でありこの点も私が第二次安倍政権をクーデタ内閣・クーデタ政権と呼ぶ理由の一つです。

第 2 次安倍政権は「クーデタ政権」

安倍首相は口を開くたびに衆・参両選挙で国民の圧倒的支持を得たので、その付託に応えると称して、原発問題を含む日本の遠い将来を決定する重要な方針をどんどん内閣の一存で進めていきます。その選挙戦も先に見たとおり、ナチス・ヒトラー張りにバラ色の豊かな経済生活のみを前面に出して、本当の狙いは隠したままでした。

しかし安倍首相のいうように自民党は本当に圧倒的な国民の支持を受けて成立したのでしょうか？表 2 は 2012 年 12 月に実施された第 46 回総選挙の、主な政治政党の獲得票と議席数の一覧です。

まず特徴的には第 46 回総選挙は 45 回に比べて投票率が 10% も下がっています。安倍自民党に反発を覚えるが、さりとて民主党にも投票したくない、という層が多かったことを意味します。

次にそれでも国民の安倍自民党への期待は、全投票の 27.6% に過ぎなかったことがあげられます。[\(比例代表得票率\)](#) 民主党は 20.3% ですから、大敗ではありますが獲得議席数は自民党の 57 議席に対して、民主党の 40 議席と、議席数は得票率と比例しています。それに対して小選挙区制は事情が全く異なります。自民党の得票率は 40.3% と、33 年ドイツ総選挙で獲得したヒトラー・ナチスの 43.9% には及びませんが、それに近いものがあります。どうしてこんなことが起こるのでしょうか？答えの鍵は公明党の得票率にあります。公明党は比例代表で 11.8% を得票し善戦しました。ところが、小選挙区ではわずか 1.4% に過ぎません。公明党は小選挙区で確実に勝てそうな 9 選挙区だけに候補者を立て、この 9 選挙区では自民党の支援を受け [\(自民党は候補を立てない\)](#)、その替わり残りの 291 選挙区では公明党の支持者は自民党に票を入れたからです。[\(自公選挙協力\)](#) つまり自民党が小選挙区で獲得した得票率から公明党支持者 [\(その中核は新興宗教団体『創価学会』の会員\)](#) の水増し分を取りさってみれば、約 30% に過ぎない、ということになります。しかし小選挙区制 [\(1 区 1 人\)](#) では、相対 1 位候補が総取りしますので、自民党の獲得議席数が 237 などといった手品みたいなことが現実起こります。「国民の圧倒的支持を得た」と安倍首相は胸を張りますが、それは小選挙区制という選挙制度の欠陥とその欠陥を巧みに利用した海千山千の自民党・公明党の選挙戦術のおかげだったのです。

しかもこの選挙では、もっと根本的な欠陥がありました。それは肝心の 1 票の価値が平等ではなかったことです。比例代表では、国民の 1 票の価値の平等は比較的よく守られました。しかし小選挙区ではそうではありません。1 票の価値は最大で 2.425 倍と拡大していたのです。[\(09 年総選挙では 2.304 倍\)](#) しかも格差 2 倍以上の選挙区が 300 選挙区のうち 72 選挙区もありました。[\(09 年総選挙では 45 選挙区。以上 2013 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部『判決の要旨』を参照しました\)](#)

この結果に対して 2 つの弁護士グループが総選挙の結果を、憲法に保障された「投票価値の平等」に違反し、「投票価値の平等は国民主権・代表民主制の原理であり日本国憲法の要求するところ」[\(同広島高裁岡山支部判決文より\)](#) であり、憲法違反であるとしてこの総選挙の無効を訴えて提訴しました。表 1 の 16 番までがその提訴に対する各高裁判決の一覧表です。16 高裁のうち 14 高裁が「憲法違反」の判決を下しました。ところが論理的に見て、おかしいと思うのは、憲法違反と判決した高裁のうち 12 高裁までが選挙の結果

を「有効」としている点です。論理的に見て選挙そのものが憲法違反ならば、その結果も

無効の筈です。ところが、12 高裁が「選挙を有効」としているのです。これはいわゆる「事情判決の法理」で、「選挙結果を無効とすることで生ずる混乱の弊害が大きい」から有効とする、といういわば現状追認の屁理屈に過ぎません。一皮めくれば、司法(裁判所)の側が、行政(内閣)と立法(国会)など、より実質権力をもった側にビクビクオドオドして遠慮している実態が見えてきます。その最たるものが最高裁判決でしょう。[\(表 1 参照のこと\)](#) この事件に関して最高裁の竹崎裁判長は 2013 年 11 月 20 日、「違憲状態だが選挙結果は有効」と判決しました。「違憲状態」とは、要するに憲法判断に関する最高権威である最高裁が、論理と現状追認のはざまに「判断停止」を宣言した言葉に他なりません。司法(裁判所)が実質権力にビクビクオドオドしている状況は、先にナチス・ヒトラー台頭のところで見たように必ずファシズムの到来を助けます。

このように 12 年総選挙の結果生まれた第 2 次安倍政権はその権力の民主主義的正統性が強く疑われる政権でした。しかしそれだけでは、この政権を「クーデタ政権」と呼ぶことはできません。私が、この政権を「クーデタ政権」と呼ぶ理由は、その政治的正統性の欠如に加え、正統性への回復への努力 [\(選挙制度改革の上、合憲性をもった総選挙の実施\)](#) をしないばかりか、表面の合法性を盾に、詐術的手法 [\(選挙争点ではなかった重要政策を次々に実施\)](#) で全権を手中にし、日本の将来を長期的に束縛する重要政策を、議論抜きに [\(先にも見たようにファシズムは議論を嫌います。『問答無用』が大好きです\)](#)、次々と実施に移しているからです。一言でいえば「憲法違反内閣」だからです。その最たるものが「原発再稼働政策」の推進と「集団的自衛権行使」を日本の国家政策として閣議決定した点でしょう。

表 1 1 人別枠制をめぐる裁判所の憲法合憲判断 (番号は高裁判決) ※判決の日付は全て 2013 年					
	裁判所	日付	判決	選挙結果	備考
1	東京高裁	3 月 6 日	違憲	有効	無効請求は棄却
2	札幌高裁	3 月 7 日	違憲	有効	無効請求は棄却
3	仙台高裁	3 月 14 日	違憲	有効	無効請求は棄却
4	名古屋高裁	3 月 14 日	違憲状態	有効	無効請求は棄却
5	名古屋高裁・金沢支部	3 月 18 日	違憲	有効	無効請求は棄却
6	福岡高裁	3 月 18 日	違憲状態	有効	無効請求は棄却
7	高松高裁	3 月 22 日	違憲	有効	無効請求は棄却
8	広島高裁	3 月 25 日	違憲	無効	※2013 年 11 月 27 日 0 時 00 分で無効
9	広島高裁・松江支部	3 月 26 日	違憲	有効	無効請求は棄却
10	東京高裁	3 月 26 日	違憲	有効	無効請求は棄却
11	広島高裁・岡山支部	3 月 26 日	違憲	無効	猶予期間なし
12	福岡高裁・那覇支部	3 月 26 日	違憲	有効	無効請求は棄却
13	福岡高裁・宮崎支部	3 月 26 日	違憲	有効	無効請求は棄却
14	大阪高裁	3 月 26 日	違憲	有効	無効請求は棄却
15	広島高裁	3 月 26 日	違憲	有効	無効請求は棄却
16	仙台高裁・秋田支部	3 月 27 日	違憲	有効	無効請求は棄却
	最高裁判所	11 月 20 日	違憲状態	有効	竹崎博允裁判長

表 2 2012 年総選挙における自民党得票率と獲得議席数								
党派	小選挙区			比例代表			合計議席	増減
	得票数	得票率	議席数	得票数	得票率	議席数		
自民党	25,643,309	40.3%	237	16,624,457	27.6%	57	294	176
民主党	13,598,773	22.8%	27	9,628,653	15.9%	30	57	▲ 174
日本維新の会	6,942,353	11.6%	14	1,226,228	20.3%	40	54	43
公明党	885,881	1.4%	9	7,116,474	11.8%	22	31	10
みんなの党	2,807,244	4.7%	4	5,245,586	8.7%	14	18	10
日本未来の党	2,992,365	5.0%	2	3,423,915	5.6%	7	9	▲ 52
日本共産党	4,700,289	7.8%	0	3,689,159	6.1%	8	8	▲ 1
その他	2,056,352	6.4%	7	13,225,416	4.0%	2	9	▲ 12
合計	59,626,566	100.0%	300	60,179,888	100.0%	180	480	-

投票率は 59.32% で前回 69.28% と比較すると 10% 近く下がった

[【参照資料】日本語ウィキペディア『第 46 回衆議院総選挙』](#)

全くわからぬ安倍首相の「集団的自衛権」の説明と狙い

先に「集団的自衛権」から見ていきましょう。安倍首相の説明する集団的自衛権の説明とその行使事例、その憲法との整合性に関する説明はまったく理解ができません。辻褄が合わないことばかりだからです。またその本当の狙いを隠して理屈を無理につけようとしているからでもあります。その安倍首相の説明や行使事例、反論に振り回されているマスコミがまた「集団的自衛権」問題の本質理解を妨げます。自民党と公明党間の政治的駆け引きに焦点を当てた報道やそのクローズアップがさらに本質からどんどん脇道へ逸らしていきます。ここは安倍さんの「迷説明」からいったん離れて理解し、また安倍説明に戻ってみる必要があります。

まず「集団的自衛権」(the Right of Collective Self-Defence) とは何か？これは戦後国連が成立した時に、第二次世界大戦の戦勝国(連合国=the United Nations= 国連)による戦後世界平和・国際秩序維持が企画された時にはじめて出てくる概念でした。国連憲章 51 条(表 3 参照のこと)には次のように書かれています。

「(本来は国連加盟国に対する攻撃に反撃することは安保理が決定することであるが、その決定が出るまで国連加盟国が) 個別的及び集団的自衛権を行使することを妨げない。ただしその行使をした場合には直ちに安保理に報告しなければならない」

よく安倍首相が集団的自衛権は国際法上認められた権利、と説明しますがその法的根拠は国連憲章 51 条に由来します。

しかしこれでは集団的自衛権そのものを説明したことになりません。表 4 はそれを説明したものです。図 1 を参照しながらお読み下さい。

「他の国家(図 1 では被害国)が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係にある国家(図 1 では第三国)が被害国を援助し、共同してその防衛にあたる権利」

ところが集団的自衛権の前提になる個別的自衛権とは要するに自衛のための武力行使の権利ですから、集団的自衛権における防衛では必ず「武力行使」を伴います。図 1 に即していえば、加害国に対して被害国と第三国が共同して武力行使する権利、ということになります。よく武力行使を伴わない集団的自衛権が存在するかなのような説明が見受けられますが、もともと武力行使を伴わない自衛権などはありません。

「それでは密接な関係」とはどういう関係かということ、集団安全保障を結んでいる、軍事同盟を結んでいる関係ということになります。国際法上「密接な関係」という曖昧で恣意的な解釈が許される筈がありません。ちょうど日米安全保障条約に基づく日米軍事同盟をイメージしていただければいいと思います。しかし国際法は無条件で集団的自衛権の行使を合法としているわけではありません。

1984 年ニカラグア事件判決

厳しい条件がついています。表 6 はその厳しい条件を示したものです。これは 1984 年にアメリカが集団的自衛権の行使と称してニカラグアに軍事行動を起こした事件(ニカラグア事件)の違法性をめぐって、国連下部機関である国際司法裁判所が示した行使合法性に関する判決です。(この事件ではアメリカの軍事行動の違法性を認めニカラグアが勝訴しました) この判決では、集団的自衛権の行使は、①必要性、②均衡性(軍事力の均衡性。たとえばパナマとアメリカの戦争では均衡性がないので集団的自衛権行使の合法性がない)、③攻撃を受けたことの表明、④援助要請の 4 つの条件が揃わなければ、集団的自衛権行使の合法性は認められない、としています。

表 3	国連憲章 第 51 条「集団自衛権」の記述箇所
第 7 章	平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動
第 51 条	この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

【参照資料】国連広報センター
<http://www.un.org/ja/press/2011/01/2011011101.html>

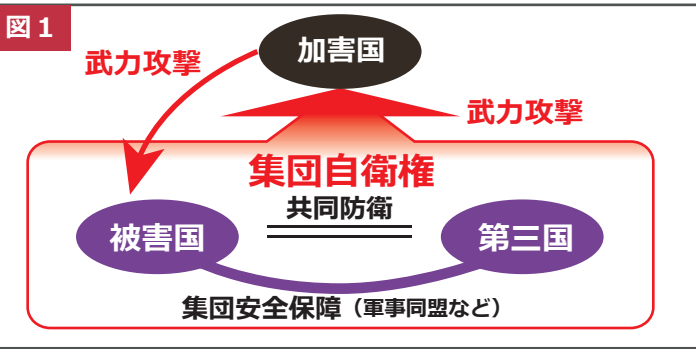


表 4	自衛権の定義
個別的自衛権	…外国からの違法な侵害に対して、自国を防衛するために緊急の必要性がある場合、それに武力をもって反撃する国際法上の権利
集団的自衛権	…他の国家が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係にある国家が被害国を援助し、共同してその防衛(武力行使)にあたる権利
【参照資料】『憲法第 9 条と集団的自衛権』(国会図書館政治議会課憲法室鈴木尊紘 - 国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2011 年 11 月) http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/pdf/073002.pdf	

表 5	内閣官房の説明する集団自衛権の定義
集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利です。	
【参照資料】内閣官房 web サイト『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答』より http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzanhouhouhousei.html	

表 6 個別的小および集団的自衛権行使の要件				
要件	必要性	均衡性	攻撃を受けた旨の表明	援助要請
個別的	○	○	×	×
集団的	○	○	○	○

ニカラグア事件判決によると、○で示した要件のうちいずれかひとつでも満たさない場合には正当な自衛権行使とは見なされない

【参照資料】日本語ウエキペディア「集団的自衛権」

4 頁の図 2 は集団的自衛権行使に関して朝日新聞が説明した記事の一部です。中で朝日は「密接な関係って仲がいいこと？」と質問させておいて、「同盟関係をさすこともあるけど、同盟よりも意味が広い」と答え、韓国の例を持ち出しています。「韓国が北朝鮮から攻撃されたら日本は助けに行くかもしれない」と答えています。日本は韓国と軍事同盟にはないので、日本が韓国に出かけて武力行使することは、国際法上違法です。また、武力行使を伴わない集団的自衛権の行使はありえませんが、北朝鮮から攻撃を受けた韓国に医療援助や食糧援助など武力を伴わない援助をすることを集団的自衛権の行使とは呼びません。表 5 にあるような集団的自衛権に関する安倍政権の内閣官房の、あいまいな説明に見事に引っかかったケースです。

第 2 次安倍政権にとっての最大の問題は、集团的自衛権の行使を日本国憲法が禁じてきたことです。確かに集团的自衛権は国連憲章の認める加盟国の権利ですが、日本国憲法はこれを禁じてきた、少なくともそう解釈されこれまで合意を得てきました。当初安倍政権は、ヒトラー・ナチスがワイマール憲法の停止を宣言したように、国際紛争を解決する手段としての交戦権を放棄する現行憲法を変え、交戦権を保有できるようにしようとしていました。ところが、これには時間がかかると見て、急きょ現行憲法内で集团的自衛権を認めていると解釈することにしたのです。そしてその解釈は内閣の行政権の範囲だ、としました。

憲法 65 条が法的根拠？

いったい日本国憲法は内閣に憲法の解釈権をみとめているので
 しょうか？憲法はもともと暴走に陥りやすい国家権力から、国民
 の基本的人権を守るために作られた一種の安全装置です。**(立憲**



主義）その憲法の解釈権は内閣にあると安倍首相は主張しました。その法的根拠としてあげたのが憲法 65 条「行政権は内閣に属す」です。安倍首相によれば、憲法解釈もまた行政権の一部ということになります。確かに行政には憲法を解釈する必要性が生ずることは事実です。その事情を第 2 次改造橋本龍太郎内閣の村岡兼造官房長官は「行政府も権限行使にあたって憲法を適正に解釈することは必要だ。しかしそれは憲法 99 条で規定する範囲内で認められることだ」と国会答弁しています。**(1998 年)** 憲法 99 条は「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」とする「憲法擁護尊重義務」のことです。村岡氏は憲法擁護義務の範囲で内閣は憲法を適正に解釈する必要性がある、と説明していることになります。ところが安倍首相はそうではありません。「適正に解釈する必要性」を「憲法解釈の権利」と理解し、それを 65 条を盾にとつて内閣の権限だ、と宣言していることになります。まさにヒトラーが 33 年 3 月 21 日に手に入れた「全権委任法」そのものです。

表 7 集団的自衛権の政府解釈の変遷

時期	集団的自衛権の解釈の特徴
憲法制定期及び 制定直後	集団的自衛権に関する解釈を明確にするような答弁は見当たらない。
1950 年～ 1956 年 (朝鮮戦争及び 対日講和時期)	我が国は独立国であるから、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権も有する旨の答弁がある。しかし、後年に政府が定式化する集団的自衛権概念とは異なった形で説明していた（個別的自衛権共同行使説に相当）。また、集団的自衛権は、警察予備隊を海外（主として朝鮮戦争）に派遣することとして捉えられている。
1957 年～ 1960 年 (安保改定期)	直前の時期同様、集団的自衛権とは、外国の領土に自衛隊を派遣するという状況を意味すると理解する傾向が強い。そのような限定された理解の上で、集団的自衛権の一切が禁止されているとは考えないという岸首相の答弁がある。しかしながら、これ以降、我が国が制限的な形で集団的自衛権の行使が許されるという答弁は明示的には行われていない。
1960 ～ 1970 年代	集団的自衛権に関する積極的な答弁はあまり見られない時期である。しかし、1972 年の決算委員会資料により、1981 年に確立する、政府による集団的自衛権概念の定義の萌芽が見られる。
1980 年代	1981 年 5 月の質問主意書への答弁によって、集団的自衛権とは「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」を意味するものであるという後年に踏襲される解釈が明確化された（個別的自衛権合理的拡大説）。その後は、この答弁の繰返しとなり、議論の対象は、個々のケースが集団的自衛権に当たらないかということになっていく。特に、1980 年代においては、シーレーン防衛、アメリカ軍への情報提供、リムパック参加及び在日米軍経費負担が、集団的自衛権ではなく、個別的自衛権の行使であることが答弁されている。
1990 年代	湾岸戦争を背景としての PKO 等の自衛隊海外派遣が主たる議論の対象となる。武力行使と一体化せずに自衛隊がアメリカ軍等に協力する場合には、集団的自衛権の行使には当たらないとの答弁がなされた。また、武力行使との一体化はどのようにして判断すべきかについての四つの判断基準が提示された。
2000 年～ 2009 年 (政権交代以前)	政府が集団的自衛権の問題につき、さまざまな角度から分析をした時期である。特に、弾道ミサイル防衛（BMD）が可能かどうかの主たる議論の対象となった。政府は、BMD の一部について警察権の行使に位置付け、集団的自衛権の行使には当たらないと答弁している。このように、個別的自衛権で説明する領域が徐々に広がってきている。
2009 年以降	これまでの政府答弁を基本的に踏襲している。

【参照資料】鈴木尊紘著「憲法第9条と集团的自衛権—国会答弁から集团的自衛権解釈の変遷を見る—」p47 引用
<http://www.ndl.go.jp/ip/diet/publication/refer/pdf/073002.pdf>

安倍政権が打ち出した限定容認論－「オレが憲法だ！」

もっとも安倍首相も集団的自衛権行使がこれまで憲法の禁ずるところであることは百も承知です。ですから憲法が禁じていない集団的自衛権があると主張しなければなりません。それが「限定容認論」です。しかしそれにしても突如出てきた憲法解釈であることには変わりません。この限定容認論によれば「新三要件」(表 8)を満たせば、集団的自衛権は現行憲法の容認するところである、とするものです。ところでこの「新三要件」をお読みになってみて下さい。要件とはいいいながらすべて客観的な基準がなく、主観的・恣意的解釈を可能とするものです。この中身に議論が集中していますが、安倍政権にとって中身はどうでもいいのです。要は「限定容認論は現行憲法の認める集団的自衛権」である、と主張できればいいのです。これに世論も国会も見事に引っかかりました。「新三要件が妥当かどうか」の議論に発展しつつあるのです。

冷静に考えれば限定容認論だろうがなんだろうが、集団的自衛権行使は憲法が禁じてきたのですから。さらに限定容認論は公明党の顔を立てることになりました。公明党は平和の党を標榜し、建前「集団的自衛権行使」は憲法違反といっていますが、自公連立政権の枠組みを壊してまでは、集団的自衛権行使に反対するつもりはありません。「新三要件」は、その公明党に「新三要件に厳しく枠をはめたので渋々集団的自衛権行使に賛成した」といわせ、その顔を立てることになりました。圧倒的多数を握る自民党ですらにも公明党の了解を取り付ける必要はなさそうですが、実はそうではありません。先に 2012 年総選挙の項で見たように、自民党そのものは小選挙区がなければ大量議席を生みだせません。そして小選挙区の大勝は公明党(=創価学会)の選挙協力がなければ生みだせない、という構造をもっています。つまり自民党大勝は小選挙区制のトリックと公明党(=創価学会)の協力があるの賜です。選挙協力解消に直結している自公連立政権の枠組みを、安倍自民党にしても壊すわけにはいかないのです。

安倍首相の集団的自衛権行使の必要性に関する説明に至っては、限定容認論に輪をかけて中身がありません。日本人母子を乗せたアメリカの艦船を護衛する自衛隊の軍艦を描いたイラストがありました。これなどは噴飯ものでしょう。日本人母子を自衛隊艦船に移し替えれば、なにもアメリカの艦船の護衛などなくていいわけですから。

「ホルムズ海峡に敷設された機雷」を掃海する議論などもいい加減です。(図 3 参照のこと) 図 4 と 5 がホルムズ海峡です。一番狭いところではイランの領海とオマーンの領海が重なり合っています。ですからホルムズ海峡に機雷が設置されるケースは 4 つの場合しかありません。1. イランの領海に設置される、3. オマーンの領海に設置される、3. 戦争が勃発してあらゆる場所に設置される、4. 戦争が終了して残った機雷を掃海する、の 4 ケースです。1 と 2 の場合は相手の領海内にはいって相手が設置した機雷を掃海するわけですから、領海侵犯です。それこそ個別的自衛権を行使されても文句はいえませんが、3 の場合は誰が設置したにせよ国際紛争のまっただ中に日本の自衛隊が介入していくことになります。これがアメリカの要請で行われるなら、さらに問題です。アメリカは自国が攻撃されているわけではありませんから、集団的自衛権の行使にはあたりません。4 のケースはカンボジアの地雷撤去同様、集団的自衛権の行使ではなく、国際的警察行動、あるいは国連平和維持活動で集団的自衛権行使にはあたりません。つまりホルムズ海峡で自衛隊が集団的自衛権行使としての機雷掃海作業をすることなどありえません。従って安倍首相が今回行使例としてあげたケースはどれ一つとっても現実にはありえない話です。

本当の狙いを隠してことにあたる安倍首相のヒトラー的体質を考えれば、集団的自衛権行使のホントの狙いは別にある、と見なければなりません。

表 8 自衛の措置としての武力の行使の新三要件

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

【参照資料】内閣官房 web サイト『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の「一問一答」より
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>

図 3

1 14 版 ▲ 2014年(平成26年)7月15日 火曜日

首相、中東機雷除去に意欲 閣議決定後、初答弁

衆議院議員が1日に開いた集中審議で、安倍首相は「閣議決定後、中東のホルムズ海峡に機雷が敷設されていることがあり、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと」を述べた。首相は「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」を述べた。

◆武力行使の新三要件

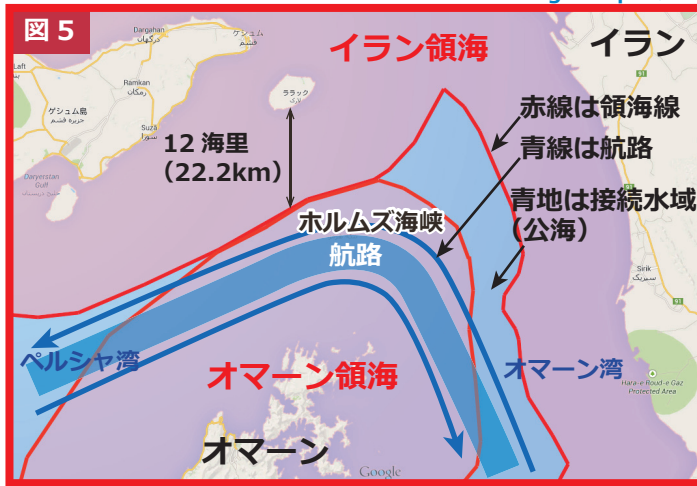
- ①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- ②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

首相は「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」を述べた。

図 4



図 5



「新三要件」－限定容認論は日本国内向け

「オレが憲法だ」とばかりにこれまで積み上げてきた「集団的自衛権行使は憲法が禁じている」とする議論を内閣の権限で変更し、それを正当化するために「新三要件を備えた集団的自衛権は憲法の許容する範囲」を主張してみたところで、「新三要件」限定容認論そのものが、これまでの議論の蓄積土台をもたない珍説の類であれば、事態は一向に変わりません。

実際に、国際的には「新三要件」限定容認論は全く理解されておらず、国連の定義する「集団的自衛権行使」を日本が決めた、これまでの平和主義を捨てて、日本国外で集団的自衛権に基づく武力行使（つまり戦争参加）できる国に政策変更した、と捉えられているようです。

たとえば6月30日付けのイギリス・ガーディアン紙は「日本の首相、平和主義外交政策を覆す」（“Japan PM to overturn pacifist defence policy”）のタイトルの下に同趣旨の記事を掲載していますし、またアメリカのオバマ政権は、憲法が集団的自衛権行使を容認していると内閣が解釈を変更したことを賞賛し歓迎の意思表示をしました。

またフィリッピンのアキノ大統領は7月に訪問した安倍首相に対して「他国を支援する権限をもつことでアジア地域に恩恵をもたらすことができると信じている」と歓迎の意向を示し、また同様にニュージーランドのキー首相も日本の集団的自衛権行使を容認していると伝えられます。（以上日本語ウィキペディア「集団的自衛権」の「日本における集団的自衛権」を参照）

中国政府や韓国政府が、日本が集団的自衛権行使に踏み切ったことに懸念と憂慮を示しているのはよく知られているところです。ところで、賛成、歓迎、支持、憂慮、懸念と国際的には様々な反応ですが、共通しているのは「新三要件」を備えた集団的自衛権（限定容認論）は各国全く無視していることです。また政府も積極的に諸外国に対して限定容認論を説明している様子もありません。それもそのはずで、先にも触れたように国際的には「一つの集団的自衛権」しかなく、新三要件を備えた限定容認論などは、国際的にみれば意味不明のたわごとで過ぎないのですから。新三要件に基づく集団的自衛権行使が日本国内向けの屁理屈に過ぎないことがこれで確認できます。

中でロシア外務省の声明が注目を引きまします。2014年7月8日朝日新聞デジタル版によれば、ロシア外務省は「拙速な評価をさけ、今後の安倍内閣の行動を注視していく」と述べたそうです。その上でロシア外務省は「日本の近隣諸国は、日本が平和的な外交政策を維持し、軍事行動の問題で自制的に対応し、第2次世界大戦の結果を全面的に認め、日本の軍国主義の犯罪を正当化するような試みを看過しないことを期待している」と現在の多くの日本人にとっては一種謎めいたコメントをつけ加えています。

今なお残る「敵国」条項

しかしこのロシア外務省のコメントは謎でもなんでもありません。51条に「集団的自衛権」条項を記載した国連憲章は続いて53条に「地理的取決」条項を掲げ、国際秩序を乱した国に対する強制行動は、すべて安全保障理事会の権威のもとに行われなければならない、とした上で「敵国による新たな侵略が行われている場合は、安保理事会が適切な処置をとるまで、例外とする」と規定しています。つまり「敵国による新たな侵略」に対しては安保理事会が動くまで国連加盟国は適切な対応をとってくれ、という規定です。

ところでここにいる「敵国」とはなんなのでしょう？それは第53条2に規定されています。「敵国という語は、第二次世界大戦中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される」そして107条では「この憲章のいかなる規定も、第二次世界大戦中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動で、そ

表9 国連憲章 第53条と第107条

第8章 地域的取極

第53条

1. 安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合には、前記の地域的取極または地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によってとられてはならない。もっとも、本条2に定める敵国のいずれかに対する措置で、第107条に従って規定されるもの又はこの敵国における侵略政策の再現に備える地域的取極において規定されるものは、関係政府の要請に基いてこの機構がこの敵国による新たな侵略を防止する責任を負うときまで例外とする。
2. 本条1で用いる敵国という語は、第二次世界大戦中にこの憲章のいずれかの署名国の敵国であった国に適用される。

第17章 安全保障の過渡的規定

第107条

この憲章のいかなる規定も、第二次世界大戦中にこの憲章の署名国の敵であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものではない。

表10 国連憲章 第3条、第4条、第6条

第2章 加盟国の地位

第3条

国際連合の原加盟国は、サン・フランシスコにおける国際機構に関する連合国会議に参加した国又はさきに1942年1月1日の連合国宣言に署名した国で、この憲章に署名し、且つ、第110条に従ってこれを批准するものをいう。

第4条

1. 国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受託し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国に開放されている。
2. 前記の国が国際連合加盟国となることの承認は、安全保障理事会の勧告に基いて、総会の決定によって行われる。

第6条

この憲章に掲げる原則に執拗に違反した国際連合加盟国は、総会が、安全保障理事会の勧告に基いて、この機構から除名することができる。

【参照資料】国連広報センター http://www.un.org/ja/info/un/charter/text_japanese/

の行動に対して責任を有する政府がこの戦争の結果としてとりまたは許可したものの（たとえばポツダム宣言）を無効にし、または排除するものではない」と述べています。

国連が第二次世界大戦の戦勝国による国家間機構であり、連合国そのものだという事実を忘れてなりません。そして国連にとっては、第2次世界大戦は、民主主義国連合がファシズム・軍国主義を打倒した戦争だった、ことを忘れてはなりません。戦後ドイツもイタリアも日本も、ファシズムやナチズム、軍国主義を完全に払拭したと認められ、国連憲章に全面的に賛同し、そしてこれを実施すると誓って国連に加盟しました。（表10第3条第4条参照のこと）しかし国連憲章の定める敵国である事実も動かさません。

警戒される軍国主義の復活

こうした点で国連安全保障理事会の5恒久理事国（P5）の一角であるロシア政府の、安倍政権「集団的自衛権行使」採用決定に関する声明には意味深長なものがあります。つまり「日本が平和的な外交政策を維持し、軍事行動の問題で自制的に対応し、第2次世界大戦の結果を全面的に認め、日本の軍国主義の犯罪を正当化するような試みを看過しないことを期待している」というコメントは、わかりやすくいえば、今回の「集団的自衛権行使容認決定についてすぐ論評しない。今後の安倍政権の行動にかかっている。それを注意深く見守るが、軍国主義を復活させ、再び連合国の敵国とならないことを期待している」という意味になります。

安倍政権集団的自衛権行使に関する中国人民日報の興味深い見解

ロシア政府の見解と懸念を、もっと具体的に示し、解説を加えたのが中国人民日報海外網に 2014 年 7 月 14 日付けで掲載された張敬偉論文でしょう。以下は国際政治学者浅井基文氏の Web サイト『21 世紀の日本と国際社会』に掲載された同氏の『米中戦略対話と米中関係の現段階』という論文の引用です。

この記事は前段で、曉岸論文を引用して「(重要なことは) 第二次世界大戦後の APR (アジア環太平洋地域) 国際秩序を守ることであり、このことが中米相互信頼確立に不可欠」とし、それはアメリカの APR 政策の連続性及び厳粛性にも関係してくる、と述べています。そしてここに浅井氏は「この指摘はポツダム宣言から乖離したアメリカに対する遠回しの批判だ」と注を加えています。つまりポツダム宣言は、日本から軍国主義・侵略主義を根絶やしにし、もって世界平和を招来することを厳粛に宣言しています。アメリカの APR 政策は、とくにその対日政策は、ポツダム宣言の趣旨と継続性が薄れてきているとの批判です。わかりやすい例えば日本の軍国主義復活に目をつむっているのではないのか、ということです。

オバマ政権は「飢えたものの食を選ばず」

そしていよいよ張敬偉論文です。この論文では、アメリカの戦略的力は弱まっているにもかかわらず、その戦略的配置は変わっていない、その間隙を埋めてくれるのが日本だ、と指摘します。「・・・日本はアメリカの戦略的泣き所、すなわち APR (アジア環太平洋地域) において、アメリカは日本の軍事的後ろ盾なしではられない、ということこそを傲慢にも見せつけたのだ」

したがってアメリカの国防長官チャック・ヘーゲルは、日本の集団的自衛権行使を断固支持する、と述べるほかはなかった、と断じます。

いまや、アジア環太平洋地域から中東、欧州、太平洋両岸から大西洋両岸のアメリカの同盟国の中で断固命を差し出すことを惜しまない国は日本だけになった、アメリカが日本の集団的自衛権行使の方針を支持するということは、ポツダム宣言の誓いに背反し、戦後世界秩序の根本方針を揺るがすことになる、これは「飢えたものは食を選ばず」の機会主義であり、戦略的・理性的分析を欠いている、と論評します。

そして、アメリカが日本の集団的自衛権解禁を支持することは、日本の戦略的地位を高めるだけでなく、日本の軍国主義復活という禍根の種をまくことでもある、と結論します。

意外と安倍首相の狙いを言い当てている

アメリカから見るとこの張敬偉論文の指摘には反論したい点が多々あるとは思いますが、安倍首相の進める「集団的自衛権行使」の狙いをよく言い当てていると思います。すなわちアメリカの軍事的覇権の弱体化を、アジア太平洋地域で補完し、その軍事的戦略的地位を高め、戦前並の軍国主義復活を意図している、ということです。もちろん安倍首相はこの狙いをおくびにも出しません。だせば総スカンを食らうことは目に見えているからです。従ってこれまで見たような内容のない、現実味に乏しい集団的自衛権行使容認論を展開しているのだと思います。

ここで振り返って見てみましょう。安倍首相の狙いが張敬偉論文の指摘にあるものかとして (私はそうだと思います)、いかにそれを実現しようとしているか。答えは明らかです。安倍首相の狙いを妨げる最大の障害、すなわち日本国憲法より内閣を上位に置くことによってそれを可能としているのです。いかにして内閣を憲法の上に置くことができるのか。それは「憲法の解釈権は内閣にある」、すなわち「オレが憲法だ」と主張することによってです。これはクーデタです。

表 11

中国側の見解

浅井基文氏「米中戦略対話と米中関係の現段階」より

・・・7 月 11 日付の中国網が掲載した曉岸「積極的行動によって新型大国関係の認識上の誤りを取り除こう」は、習近平の上記発言中の「中米両国が相手側の戦略的意図をどのように判断するかは、双方がいかなる政策をとるか、どのような関係を発展させるかに直接影響を与える」と及び「広大な太平洋は中米両大国を受け入れるだけの十分なスペースがある」という二つの部分こそが「中米関係を苦しめている 2 つの根本問題に関する中国側の基本的考え方を示している」と指摘した上で、次のように強調しました。

・・・根本問題の一つは、アメリカは中国がアメリカのグローバルな覇権的地位を取って代わろうとしていると心配し、中国はアメリカの対中政策の基本は中国抑止であると確信していることであり、相互の戦略的疑心暗鬼は極めて根が深く、軍事領域においてそれが突出している。もう一つの根本問題は、中米が実際行動において太平洋地域における彼我の利益関係をうまく処理しない場合には、相互信頼を樹立しようとする双方の努力を無に帰せしめ、対立して互いを害するモデルをつくり出すということだ。

・・・現在、中米関係において優先的に処理するべきもっとも緊急を要するチャレンジは東アジアの海上問題だ。それらの問題は中米両国の核心的及び重大な利益にかかわるものであり、中国にとっては領土主権の保全であり、アメリカにとっては APR 同盟システムの保全ということで、どちらにとっても譲歩の余地はなく、矛盾を短期間で解消することは困難である。

・・・第二次大戦後の APR 国際秩序を守ることであり、このこともまた中米が相互信頼を確立する上で欠くことのできないものである。もちろん、そのことはアメリカの APR 政策の連続性及び厳粛性にも関係している。(浅井注:この指摘は、アメリカがポツダム宣言から乖離した対 APR 政策を行っていることに対する遠回しの批判です)

・・・7 月 14 日付の人民日報海外網は、張敬偉「アメリカは日本の武力行使というパンドラの蓋を開けた」を掲載しています。この文章は、中米戦略対話が行われた日に、ベンタゴンで日米防衛相が会談を行って「歴史的な共通認識、即ち安倍政権による集団的自衛権行使解禁を日米防衛協力の指針に組み込み、年内に作業を終えて日米同盟を強化する」ことを約束したことを取り上げて、アメリカの狙いを分析したものです。

・・・安倍政権の閣議決定による集団的自衛権解禁は日本国内で 6 割近い反対を招いているが、アメリカは、日本国内の反対に対しては、日本の内政だとしている。ところがアメリカは、集団的自衛権の解禁に対しては悠然と支持している。アメリカは現実主義の功利的打算に基づいて、日本がアメリカの手下として武装することを奨励せざるを得ないのだ。なぜならば、現在のアメリカの戦略的力は他の如何なる時期と比べても弱くなっているのに、その戦略的配置は縮小しておらず、より複雑で多岐にわたるチャレンジに直面しているからだ。

・・・アメリカの戦略は手を広げすぎて、あまりに多くの混乱を招き、そのグローバルな指導力の欠陥をさらけ出した。

・・・日本はアメリカの戦略的泣き所、即ち、APR においてアメリカは日本の軍事的後ろ盾なしでは居られないということこそを傲慢にも見せつけたのだ。ヘーゲルは、アメリカが日本の集団的自衛権行使解禁を「断固支持する」と述べるほかなかった。

日米防衛相のロジックは別に目新しいことではない。オバマはすでに「日本を強く支持する」という基調を明確にしており、ヘーゲルが述べたことはアメリカ政府の立場を再度確認したに過ぎない。

APR から中東、中東から欧州、太平洋両岸から大西洋両岸まで、アメリカの同盟国陣営の中で、断固として自らをアメリカの戦車に縛り付け、アメリカのために命を差し出すことを惜しまないのは日本だけである。しかも、アメリカは他のいずれの時期にも増して孤立無援であり、志はあっても力が伴わない。日本が集団的自衛権を解禁することを支持するというアメリカの行動は、飢えたものは食を選ばずの機会主義であり、戦略的かつ理性的な分析が欠落している。

オバマがシリア及びイラクで簡単には軍事力を動かしたくない情勢の下で、日本がアメリカを手伝って戦争する地縁的空間はどこか。太平洋以外にない。太平洋において、誰がアメリカと争うのか。アメリカの潜在的な敵は誰か。中国であり、中国しかない。したがって、アメリカが日本の集団的自衛権行使解禁を支持するということの論理的結果とは、米日が中国と戦うことは避けたいということになる。しかし、中米が「太平洋戦争」をやらかすことはアメリカ及び地域諸国の利益に合致するか。答は言わずとも明らかだ。

アメリカが日本の集団的自衛権行使解禁を支持することは、日本の戦略的地位を高めるだけでなく、日本の軍国主義復活という禍根の種をまくことでもある。これは、アメリカ、中国、東北アジアひいては APR 全体にとつてとんでもない決定なのだ。

【参照資料】浅井基文氏「21 世紀の日本と国際社会」コラム「米中戦略対話と米中関係の現段階」より <http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2014/620.html>

「オレが憲法だ」が原発問題に与える影響

これまで「集団的自衛権」問題の本質が、日本国憲法問題であり、安倍首相がこの問題に固執するのは、アジア太平洋地域でアメリカの軍事的戦略配置の補完勢力となり、「飢えるものは食を選ばず」のオバマ政権の理解を取り付けながら、日本国内に戦前張りの軍国主義・国家主義を復活させようとする意図があることを見てきました。

またこの問題の決着を急ぐのはあるいは、短期的には先ほど見た張敬偉論文を紹介する浅井基文氏が次のように指摘するとおりなのかも知れません。

「7月14日付けの人民日報海外網は、張敬偉『アメリカは日本の武力行使というパンドラの蓋を開けた』を掲載しています。この文章は、中米戦略対話が行われた日に、ペンタゴンで日米防衛相が会談を行って『歴史的な共通認識、すなわち安倍政権による集団的自衛権行使解禁を日米防衛指針に組み込み、年内に作業を終えて日米同盟を強化する』ことを約束したことを取り上げて、アメリカの狙いを分析したものです」

すなわち集団的自衛権行使解禁は安倍政権が、年内に処理すべきオバマ政権とした約束だったという見解です。またその手法は、日本国憲法の条文を、これまでの長い議論の積み上げを無視して、憲法65条「内閣の行政権」を盾にとり、「憲法解釈はオレがする」と明言し、それをその通り実行しつつあることです。表12は、2014年6月24日安倍首相記者会見の一部抜粋ですが、共同通信の内地という記者の質問に答えて「憲法解釈については、最高裁判所に解釈を最終的に確定する権能がありますが」と認めつつも、その最高裁の解釈を求めることを一切せずに、また最高裁も憲法が保障する「違憲立法審査権」を行使しないまま、「行政府が憲法65条の下、行政権を執行するために憲法を適正に解釈していくことは当然のことであろうと思っています」とします。

表13は憲法の定める第65条と99条の文言です。前に紹介した橋本内閣の村岡官房長官が、内閣の憲法解釈にあたってまず99条を念頭に置いたことを考えると、安倍首相に憲法を尊重・擁護するつもりが全くないことは明白でしょう。（このこと自体、憲法99条違反です）

図6は現在の日本国憲法が描く国民と憲法、国家権力の関係を表したイメージ図です。実際には司法（特に最高裁）がその憲法の番人としての機能を発揮せず、ほかの二権、特に行政権のいいなりとなっており、今回のような内閣の暴走にストップがかけられないのが現状です。この例は先に2012年暮れの総選挙違憲判断で、2013年11月に最高裁の示した事情判決のケースで見たとおりです。しかし機能不全といえども、憲法は三権分立による相互チェックと均衡を想定しています。

図7は安倍首相が思い描く国民と憲法、国家権力の関係を表すイメージ図です。今は「憲法の解釈はオレがする」ですが、そのうち「オレの解釈通り憲法を書き換える」（憲法改悪）という道筋をたどるのは、まず間違いのないところでしょ。

原発という科学技術暴力から私たちを守れなくなる

このことは原発・被曝問題に置き換えてみると私たちにとってさらに深刻な問題となります。集団的自衛権問題に見る憲法違反（解釈改憲という言葉もありますが、私はこの言葉自体が、安倍政権が現に行っている憲法違反行為を免罪する言葉だと思います。解釈改憲は現実には存在せず、明白な憲法違反だけが目の前の現実です）も私たちが見過ごせない問題ですが、それよりさらに深刻なのは、現に進められている原発再稼働という「憲法違反」、あるいは安倍政権がおしすすめている放射能汚染地区に避難住民を帰還させようとする被曝強制の「憲法違反」などなど、2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故に端を発するさまざまな、政府に

表12 2014年6月24日 安倍内閣総理大臣記者会見

（記者）

共同通信の内地です。

総理が目指すように、集団的自衛権の行使を憲法解釈変更で容認すれば、憲法の規範性が損なわれるとの批判があります。安全保障環境の変化があれば、今後も憲法解釈変更で対応するつもりなのか、それとも、憲法9条改正に取り組む必要があるとの考えでしょうか。憲法解釈変更に伴う法整備、内閣改造の時期についてはどうお考えでしょうか。

（安倍総理）

まず、憲法改正の是非については、国民的な議論の深まりの中において判断されるべきものだろうと思います。国民投票改正法案の成立により、一層国民的な議論が深まっていくことを期待したいと思っています。

憲法解釈については、最高裁判所に解釈を最終的に確定する権能がありますが、行政府が憲法第65条の下、行政権を執行するために憲法を適正に解釈していくことは当然のことであろうと思っています。当然それは必要なことであります。

【資料参照】首相官邸「安倍内閣総理大臣記者会見」

http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0624kaiken.html

表13 日本国憲法 第65条 第99条

第5章 内閣

第65条 行政権は、内閣に属する。

第10章 最高法規

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

図6 憲法と国家権力との関係

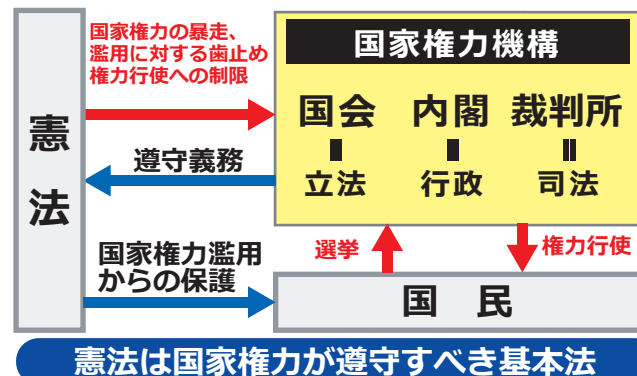
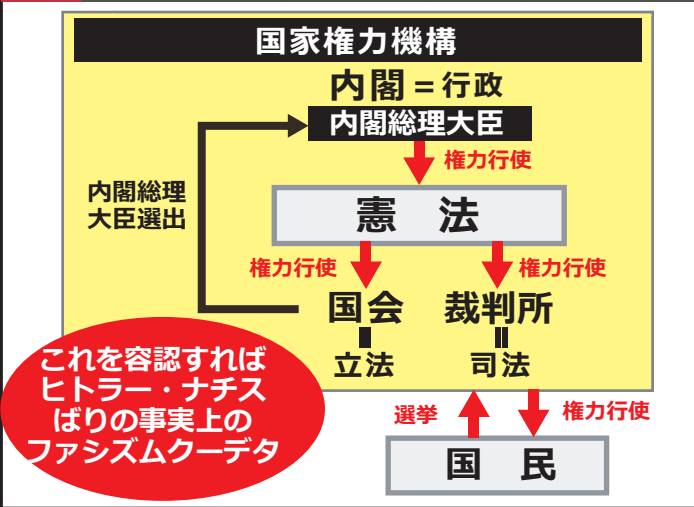


図7 安倍首相の描く憲法と国家権力の関係



による「憲法違反」行為が、憲法が変えられることによって憲法違反行為でなくなり、私たちが「原発」という科学技術暴力から自分たちの生存権（基本的人権。あるいは次に見る福井地裁判決で使われている人格権）を守る最後の砦も陥落するという事態です。憲法がいかに私たちを護っているか、それを次に見てみましょう。

福井地裁判決にみる原発の違憲性

関西電力大飯原発 3・4 号機の運転差し止めを関西電力に命じた福井地裁判決の内容は、第 99 回広島 2 人デモチラシ（2014 年 6 月 20 日）でも詳しく見たのですが、ここでは原発一般の違憲性という観点から、この判決をもう一度眺めてみましょう。

この判決は、実は原発一般が周辺 250 km 圏内に居住する日本国民の人格権を侵害している、すなわち憲法第 13 条及び第 25 条（表 15 参照のこと）を侵害している、すなわち憲法違反なので、運転差し止めを命ずる、という論理構成になっています。それではなぜ、憲法 13 条及び 25 条に違反しているのかというと、「人格権は憲法上の権利（13 条、25 条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、憲法上最高の価値である。したがって人格権侵害のおそれがある時は、侵害行為の差し止めを請求できる」としています。（表 14 の『理由 1. はじめに』の項参照のこと）

それではなぜ、人格権侵害のおそれがあると認定したかということ、「原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならない、万が一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない」（表 14『本件原発に求められるべき安全性』の（1）参照のこと）つまりは原発は放射性物質の危険という観点から見ると「リスクゼロ」でなければならない、としているわけです。

ところが、放射性物質の危険から国民を守るという観点からは、リスクゼロどころか「大飯原発の安全技術及び設備は万全ではないというに止まらず、むしろ無根拠な楽観論に基づく脆弱なものと認めざるを得ない」（同『5. 本件原発の安全性』を参照のこと）ので、人格権侵害のおそれ以上のものがあると断じています。

つまり本来リスクゼロでなければならないのに、大飯原発はリスクゼロどころか無根拠な楽観論に基づいて「おそれ」以上のものがある、としているわけです。

的外れの原発推進派の批判

この判決から 2 カ月後の今日、原発推進派の「福井地裁判決批判」もほぼ出そろったかのように思えます。それら批判を総合すると、「福井地裁判決は原発にリスクゼロを要求している。これは技術的無理解によるものだ。原発にはリスクゼロはないのだ。規制委の適合性審査も原発にはリスクゼロはないとして審査をすすめている。これではリスクゼロを要求する基準とリスクゼロはないとする基準の二重基準になる」というものです。

恐らく原発推進派は判決をよく理解していないのだと思います。

福井地裁判決はわざわざ「規制委の適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断は行われるべきである」（同 3 の（2）参照のこと）と述べ、裁判所は人格権擁護の立場、つまり憲法の立場から審理する、と断っています。ですからその立場からみてリスクゼロでなければならないとしているのです。ところが原発推進派には憲法の定める人格権の擁護の観点は全くありませんから、リスクゼロ要求の基準とリスクゼロはないとする基準の二重基準と映るのです。

大体、憲法を法的根拠にした裁判所の基準と憲法よりはるかに下位の原子力規制委員会設置法を根拠にした基準の存在を並列にして「二重基準」だというのは、思い上がりも甚だしいといわざるを得ません。憲法を根拠にした裁判所の基準が何にもまして優先するからです。

表 14 大飯原発 3、4 号機運転差し止め請求事件 判決（要約）	
主文	
1. 被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から 250km 圏内に居住する 166 名）に対する関係で、大飯発電所 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない。	
2. 大飯原発から 250km 圏外に居住する 23 名の各原告の請求を棄却する。	
3. 訴訟費用は、第 2 項の各原告について生じたものを同原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。	
理由	
1 はじめに	
ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべき。当然の社会的要求であるとともに、生存を基礎とする 人格権 が公法、私法を問わず、すべての法分野において、 最高の価値を持つ とされる以上、本件訴訟においても よって立つべき解釈上の指針 である。	
人格権は憲法上の権利（13 条、25 条）であり、人の生命を基礎とするものであるがゆえに、これをを超える価値を他に見出すことができない。したがって人格権侵害の恐れがある時には、侵害行為の差し止めを請求できる。	
2 福島原発事故について	
15 万人もの住民が避難を余儀なくされ、少なくとも入院患者など 60 名が命を失っている。劣悪な生活環境の中、これをはるかに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに原子力委員会委員長（近藤俊介氏）が福島原発から 250km 圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性 も検討した。避難しなくてはならない被曝線量について様々な見解があるにせよ、ウクライナ、ベラルーシ両国は今なおかつ広範囲に避難区域を定めている事実、放射性物質による健康被害について楽観的な見方の上での最小限の避難区域でよいとする見解に重大な疑問を投げかけるものである。	
3 本件原発（大飯原発）に求められるべき安全性	
（1）原発に求められるべき安全性、信頼性は高度なものでなければならない、 万一の場合でも放射性物質の危険から国民を守る万全の措置がとられなければならない。	
原発は電気の生産を担うが、それは憲法上は 経済活動の自由（憲法 22 条 1 項）に属すに過ぎず、人格権より劣位 におかれる。かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差し止めが認められるのは当然である。本件訴訟においてはかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのが判断の対象とされるべきである。 福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい と考えられる。	
（2）現在原子力規制委員会の規制基準適合性審査が行われているが、審査の適否の観点からではなく、人格権の擁護という観点から裁判所の判断が行われるべきである。	
5 本件原発（大飯原発）の安全性	
国民の生存を基礎とする人格権を 本件原発放射性物質の危険から守るという観点にたつと、大飯原発の安全技術及び設備は万全ではないというに止まらず、むしろ無根拠な楽観論に基づく脆弱なものと認めざるをえない。	
<資料出典「大飯原発 3、4 号機運転差し止め請求事件判決要旨」（2014 年 5 月 21 日福井地裁）>	

表 15 日本国憲法 第 13 条 第 25 条 第 81 条	
第 3 章 国民の権利及び義務	
第 13 条	すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
第 25 条	すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
第 6 章 司法	
第 81 条	最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

原子力規制委員会設置法と原子力規制委員会の存在 そのものが憲法違反

ところで原発推進派の批判、すなわち「原発にリスクゼロはない。福井地裁判決はこのことを理解していない」とする批判は極めて興味深い問題を提起しています。

福井地裁判決は、繰り返しになりますが、人格権擁護の立場から、すなわち日本の最高法規である憲法の、そのまた最高価値である人格権を守るという立場からは、原発には「万が一にも放射能の危険から国民を守る万全の措置がとられていない」としてはならない」としています。つまり「放射能の危険＝リスクゼロ論」です。これが憲法の立場です。

しかも、この判決は、「(ポスト・フクシマ時代においては) 具体的な危険が万一にでもあるかどうかの判断を避けることは、(憲法の番人としての) 裁判所に課せられた最も重要な責務を放棄するに等しい」(8 頁表 14 の 3. の (1) の最後半部分を参照のこと) と明確な自己規定を行っています。

ところが憲法よりはるかに下位の「原子力規制委員会設置法」はその第一条で「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」(表 16 参照のこと) と述べ、決して「放射性物質の危険という観点から原発事故を起こしてはならない」とは述べていないのです。いわば事故が起きないように最善をつくしなさい、と述べているに過ぎません。事実原子力規制委員会設置法に基づいて設置された原子力規制委員会が定めた規制基準では、テロや自然災害、あるいはその他の犯罪によるシビアアクシデント(重大事故) 発生の可能性を全く排除していないのです。(表 17 参照のこと)

また実際に原子力規制委員会の田中俊一委員長自身、2013 年 4 月 3 日の記者会見でもっとわかりやすく「(原発に) リスクゼロはないんだ、それを求められても無理ですと、要するに私どもははっきり万歳しているんです。ですから、逆にいうと、どの程度リスクまで社会が受け入れられるのかが一つの(今後の) 基準になるのだと思います」(表 18 参照のこと) と述べています。

ところが、原発に「リスクゼロ」を要求する福井地裁判決を踏まえていけば、人格権を守るという立場から見て、この日本の社会にいかなるリスクといえどもそれを受け入れる余地は一切ない、ということになります。

それどころか、原発にリスクゼロはない、重大事故が発生してもそれを苛酷事故(フクシマ事故並みの)に発展させないような措置がとられ、装置を装備していれば、いいかえれば現在の規制基準に適合しておれば再稼働の条件を備える、とする原子力規制委員会、あるいは規制基準そのもの、そしてその根拠法である原子力規制委員会設置法は、福井地裁判決を踏まえていけば、明白な憲法違反ということになります。

2014 年 7 月 16 日、 規制委「川内原発評価書案」承認

2014 年 7 月 16 日原子力規制委員会は、申請中の九州電力川内原発の原子炉設置変更を許可する「評価書案」を承認し、現在の規制基準が施行されて最初の「規制基準適合性審査合格」案件としました。今後は科学技術的な意見募集(パブコメ)や川内原発立地地元の公聴会を経て、正式に評価書が確定し、内閣が最終的に再稼働の政治判断を行う見通しです。マスコミの多くはパブコメや地元公聴会は形式的なものとし、事実上、川内原発の再稼働が決定したかのような報道ですが、大きな問

表 16 原子力規制委員会設置法 第一条

この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務(原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関することを含む。)を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

【資料参照】原子力規制委員会設置法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24H0047.html>

表 17 規制基準の概要

新規規制基準の前提となる法改正(H24 年 6 月公布)

- 法目的の追加
 - ・「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定」
 - ・「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的」
- 重大事故も考慮した安全規制への転換
 - ・ 保安措置に**重大事故対策(シビアアクシデント対策)**が含まれることを明記し、法令上の規制対象に
 - ・ 事業者による原子力施設の安全性向上を図るために総合的な安全評価を定期的に実施し、その結果等の国への届出及び公表を義務づけ

【資料参照】原子力規制委員会「実用発電用原子炉及び核燃料施設等に係る新規規制基準について一概要一」(2014 年 2 月) p2 抜粋
https://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shin_kisei_kijyun.html

表 18 ゼロリスクはない、絶対安全はない

原子力規制委員会 2013 年 4 月 3 日記者会見録速記録より

◆P8 ～ 9

○日経新聞カワイ記者

…諸論的な言葉かもしれませんが、安全向上の作業をどこで打ち切るかというのが、安全目標の 1 つの姿でもあると、近藤先生が時々おっしゃっていました。**安全目標というのは、ゼロリスクみたいな、安全をどこまでも追及すべきだということへの反論の 1 つだともとれるんですが**、そういうこともきちんと説明していくべきではないかと思うんですけれども、その辺りはどうされる御予定でしょうか。

○田中委員長

ゼロリスクというのはないんだ、それを求められても無理ですと、要するに私どもははっきりと万歳しているんです。ですから、逆に言う、どの程度のリスクまで社会が受け入れられるのかということが、1 つの基準になってくるんだと思います。

【資料参照】原子力規制委員会平成 25 年度原子力規制委員会委員長定例会見 4 月 3 日速記録 <https://www.nsr.go.jp/kaiken/data/20130403sokkiroku.pdf>

題が残っています。当然ですが「評価書案」は、原発苛酷事故の可能性を排除していませんので、福井地裁判決を踏まえていけば「憲法違反」の疑いが濃厚ということになります。

次の問題は、最終的に再稼働の判断を下すのは安倍内閣です。(朝日新聞は、再稼働問題に関して内閣と規制委が責任を押しつけあっている、という立場ですが、実際にはそうではありません。というのは再稼働の最終決定を下すのは、規制委ではなく内閣ですから、再稼働決定の最終責任は内閣にある、このことは動きません) もしこのまま安倍内閣が再稼働を決定すれば、福井地裁判決の立場を踏まえていけば、安倍内閣は新たな憲法違反の決定を下すことになります。

「原子力災害対策指針」も明白な憲法違反

憲法違反といえば、2013 年 10 月 31 日に原子力規制委員会が施行した「原子力災害対策指針」も憲法違反です。

福井地裁判決に戻ります。判決が「人格権の侵害」としたのは「万が一にも放射性物質の危険が国民に及ぶ可能性がある」からでした。それでは福井地裁判決はどの範囲で「放射能の危険が国民に及ぶ可能性がある」としたかという、大飯原発 250km 圏内であるとしました。

「主文：被告（関西電力）は、各原告（大飯原発から半径 250km 圏内に居住する 166 名）に対する関係で、大飯原発 3 号機及び 4 号機の原子炉を運転してはならない」（9 頁表 14『主文』参照のこと）

それではなぜ 250km 圏内としたかという、福島原発事故の際、最悪 250km 圏の国民（約 5000 万人）に避難の危険が及ぶ可能性があったからです。

「さらに原子力委員会委員長が福島原発から 250km 圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性も検討した」（9 頁表 14『2、福島原発事故について』を参照のこと）

図 8 が 2011 年 3 月 25 日、原子力委員会委員長の近藤俊介氏が、菅首相（＝当時）の求めに応じて提出した『福島第一原発事故不測事態シナリオの素描』と題する報告書の抜粋です。この報告書の中で、近藤氏は原子炉 2 炉心分の放射性物質が拡散する可能性を想定し、250 km 圏の土壌が、セシウム 137 だけで 1 平米あたり 55.5 万 Bq の汚染をすると計算し、この汚染ではチェルノブイリ事故のケースでは任意移転（事実上の避難基準）の対象区域となったことから、事故の進展によっては 250km 圏内の住民の避難を計画しなければならないかも知れない、としました。

これが、福井地裁判決で 250km 圏の住民に放射性物質の危険が及ぶ可能性があるとした根拠です。

近藤シナリオよりはるかに苛酷な原子力災害対策指針

ところでこの近藤シナリオで使われたチェルノブイリ事故での避難基準は、年間被曝線量に換算してみると 5mSv です。ところがフクシマ事故で使われた避難基準は、年間 20mSv でした。この意味では、ICRP の防護勧告を無批判に受け入れた民主党政権の避難基準決定もまた憲法違反だし、それをそのまま踏襲している自民党政権の避難地区設定も憲法違反だということになります。

ところが原子力規制委員会が 2013 年 10 月に施行した原子力災害対策指針における「憲法違反」ぶりはそんな生やさしいものではありません。規制委は一方ではフクシマ事故並みの苛酷事故発生確率を 1 炉あたり 100 万年に 1 回を目標とするしながら、実際に原子力災害対策指針の避難計画で想定した事故はフクシマ事故並みの苛酷事故でした。そしてその即時避難基準を 500μSv/h（空間線量率）としました。（表 20 の『OIL1』を参照のこと）

これまでは実効線量（シーベルト）表示、指針では空間線量率表示で、わざと比較をむづかしくしているのですが、決められた換算式に従って換算してみると、1 週間で 50mSv の実効線量となります。チェルノブイリ事故やフクシマ事故並に年間被曝線量に単純換算するとなんと 2600mSv、すなわち 2.6Sv（ミリシーベルトの誤植ではありません）という

とんでもなく非人間的な避難基準を採用していることとなります。憲法違反もここに極まり、というほかはありません。

苛酷事故のたびに苛酷になる避難基準

チェルノブイリ事故の避難基準が年間 5mSv、そしてフクシマ事故では、年間 20mSv の避難基準、そしてフクシマ事故を踏まえた原子力災害対策指針の避難基準が 1 週間で 50mSv です。苛酷事故のたびに避難基準が大幅に苛酷になっています。これはなぜでしょうか？ 事故を経験すると私たちが放射能に強くなるからでしょうか？

いや、そうではありません。コストを低くおさえるためです。原発事故が発生すると、一番お金がかかるのが避難者に対する手当てにかかわるコストです。チェルノブイリ事故ではこのコストの重圧のために、旧ソ連の崩壊が早まったといわれているほどです。このコストを低減するためには、できるだけ避難者の数を低く抑さえる必要があります。低く抑えるためには避難基準を苛酷にすればよい、という発想です。信じがたい発想ですが、残念ながら事実です。

原子力規制委員会が作成し施行した現行原子力災害対策指針は、憲法違反をはるかに通り越して非人間的といわなければなりません。

図 8 「福島第一原発事故不測事態シナリオの素描」p 12
2011 年 3 月 25 日 原子力委員会 近藤俊介氏作成

チェルノブイリ事故に際して設けられた 土壌汚染に伴う移転勧告、自主移転容認区域(1)

Cs-137 の地表汚染濃度が指標*を超える領域の範囲
(*数値はチェルノブイリ事故の場合)

Cs-137 地表汚染濃度の指標	1 炉心分	2 炉心分
1480 kBq/m ² (強制移転)	110 km	170 km
555 kBq/m ² (任意移転)	200 km	250 km

1 週間 50mSv の
被曝線量で計算
(年間だと 2.6Sv)

年間 5mSv の
被曝線量で計算

表 19 全面緊急事態における避難や一時移転の目安

PAZ (～概ね 5km)	OIL 1 即時避難	PAZ: Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域
UPZ (概ね 5～30km)	OIL 2 一時移転の実施	UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を計画する区域
UPZ 外 (概ね 30km～) ※広島市が該当	30km 以上であってブルーム（放射性物質を大量に含んだ蒸気や雲）が通過すると見られる地域。 モニタリングの結果、ブルームがあれば OIL 2	

表 20 苛酷事故時の避難基準（OIL と防護措置）

OIL (Operation Intervention Level=運用上介入レベル)

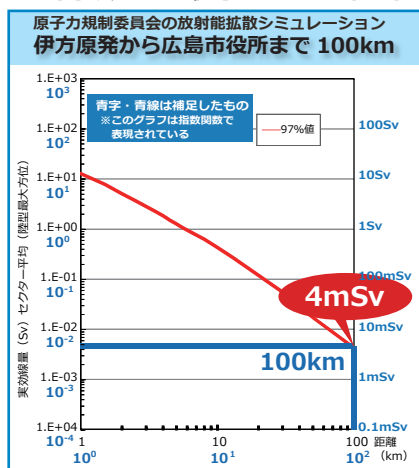
基準の種類	基準の概要	初期値設定値	防護措置の概要
緊急 措置 防	OIL 1 住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (※地上 1m で計測した場合の空間線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
早期 措置 防	OIL 2 地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (※地上 1m で計測した場合の空間線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施

【参照資料】原子力規制委員会「原子力災害対策指針」2013 年 10 月 31 日
http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf

島根原発と伊方原発に挟まれた広島は完全に 250km 圏内、私たちは憲法違反状態におかれている

ここで私たち広島のことを考えてみましょう。広島は中国電力島根原発から中国山地を中に挟んで直線で約 135km。四国電力の伊方（いかた）原発からは、さえぎるものがない瀬戸内海を挟んで直線約 100km。いうまでもなくどちらの原発からも完全に 250km 圏内です。これまで見た福井地裁判決を踏まえていえば、この 2 つの原発から私たちの人格権を侵害されている、いいかえればこの 2 つの原発によって憲法違反の状態におかれていることになります。

そればかりではありません。広島からもっとも近い原発、四国電力の伊方原発が苛酷事故を起こした場合の被曝シミュレーション（放射線物質拡散シミュレーション=放射能汚染シミュレーション）が原子力規制委員会によって公表されていますが、その汚染グラフによれば、広島市は 1 週間で 4mSv



の被曝をすることになります。4mSv を逆に空間線量率に換算してみると毎時 40μSv になります。このデータを 11 頁表 20 にあてはめると、OIL2 に相当します。つまり広島の私たちは一時移転という名の避難をしなくてはなりません。OIL2 はおおむね原発から 30km 圏内ではないのか、広島は 100km 圏内だから OIL2 には該当しないではないかという人がいるかも知れませんが、ところが原子力災害対策指針は、30km 圏外であっても OIL2、すなわち一時移転区域が発生すると想定しています。（11 頁表 19 の『UPZ 外』を参照のこと）この意味では広島も原発から 30km 圏内同様、伊方原発の被害地元なのです。

日本全体を覆う憲法違反状態

こうした目で見えていくと、九州地方、中国地方、四国地方全体が、島根原発、伊方原発、九州電力の玄海原発と川内（せんだい）原発の 250km 圏内にすっぽり収まってしまい、ここで暮らしている市民全員が憲法違反状態におかれていることがわかりだと思えます。（図 9 参照のこと）

しかしもし安倍首相が「オレが憲法だ」とばかりに、現行憲法の最高価値は人格権ではなく、「経済活動の自由だ」あるいは「財産権」であるといいだしたらどうでしょうか？あるいはその内容で日本国憲法を書き換えてしまったらどうでしょうか？現在は憲法を盾に「原発の運転停止」を求めることができますが、安倍首相の解釈でことが決まったり、あるいは憲法を変えてしまえば、運転停止を求める最大の根拠法を失ってしまいます。現行日本国憲法が、私たちの生存を守る最強の、そして最後の拠り所であることがわかりでしょう。

民主主義的手段で安倍クーデタ政権を退場させる以外に道はない...

ここで現状、私たちの最後の砦、日本国憲法を守り維持するためには何をなすべきか、という話になります。安倍自民党政権がほとんど暴走を続けるクーデタ政権であることがはっきりした以上、陳腐で手垢のついた言葉にはなりますが、民主主義的な方法で、安倍政権を「打倒」する以外には道がない、ということになると私は思います。皆さんはどのようにお考えでしょうか？

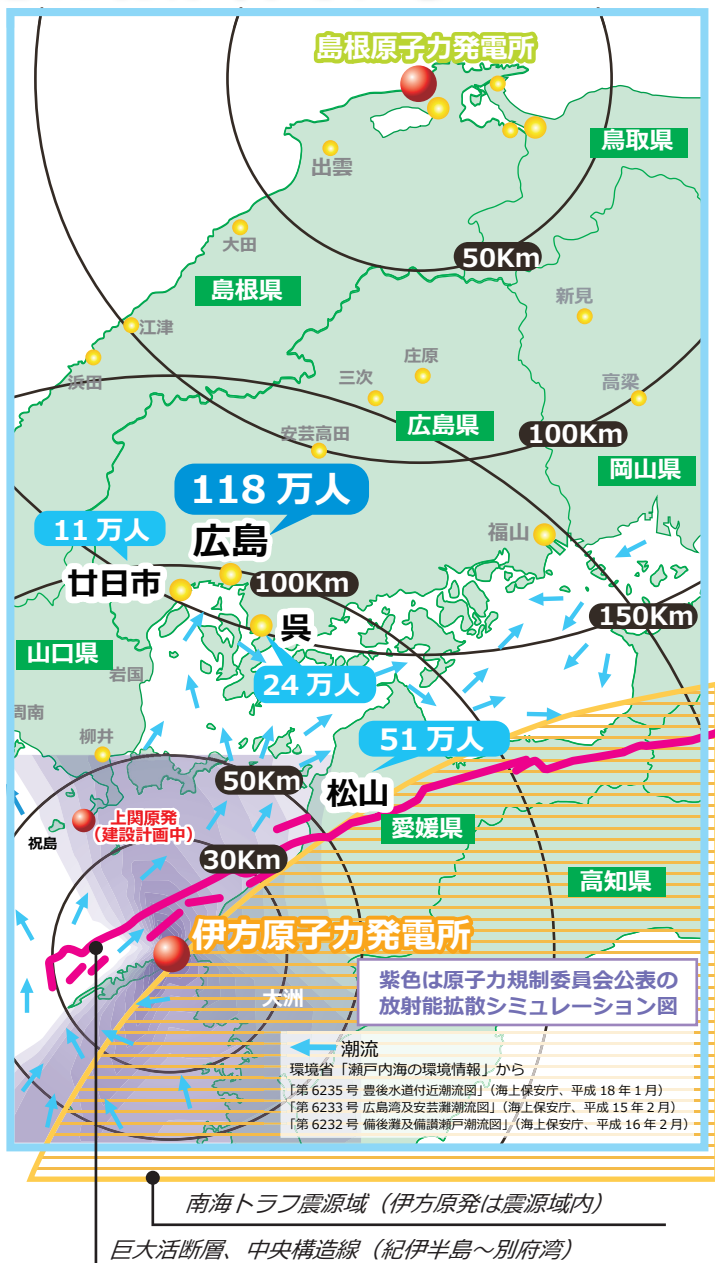


図 9 各原発から 250km 圏

